

2こ保発第 10817 号  
令和2年5月 26 日  
( 公 印 省 略 )

保護者の皆様へ

大田区こども家庭部

保 育 サ ー ビ ス 課 長 津 本 卓 也  
保 育 サ ー ビ ス 推 進 担 当 課 長 早 田 由 香 吏

### 緊急事態宣言の解除後における保育施設の対応について

日頃から大田区の保育行政にご理解、ご協力をいただき、ありがとうございます。  
保護者の皆様には、これまで、登園自粛のお願いをしてまいりました。多くの方々のご協力をいただき、改めて御礼申し上げます。  
さて、国は、令和2年5月 25 日をもって、緊急事態宣言を解除することを決定いたしました。一方、感染防止策の徹底等を継続する必要があるとの対処方針を示しております。  
これを踏まえ、区としては、下記のとおり対応をいたします。保護者の皆様におかれましては、引き続きのご理解、ご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

### 記

#### 1 基本的な考え

区は、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、緊急事態宣言発令以前より、登園の自粛をお願いし、宣言発令中においても、引き続き、保育の提供を縮小して実施してまいりました。

宣言解除後も、なお、基本的な感染防止策を徹底することから、区としても当初の方針を継続し、保護者が在宅で、かつ、ご自宅にて保育が可能な場合及び親族等による家庭保育が可能な場合には、6月末日まで児童の登園をお控えいただくようお願いいたします。

#### 2 保育料について

区立保育園、私立保育園、小規模保育所及び事業所内保育所の保育料の取り扱いについては、別紙1「認可保育園等の登園自粛に伴う保育料の取り扱いについて」をご覧ください。当該通知は、区ホームページ上にも掲載しています(7 参照)。

#### 3 求職活動における在園要件について

別紙2「新型コロナウイルス感染拡大に伴う求職活動等における在園要件の取り扱いについて」をご覧ください。当該通知は、区ホームページ上にも掲載しています(7 参照)。

#### 4 育児休業に伴う復職日再延長について

育児休業中の方には、7月1日までに復職していただくようお願いしておりましたが、宣言解除後の保育を段階的に再開し、子どもたちへのより安全な保育を提供していくために、**復職日の期限を7月31日に延長いたします。**

なお、復職し、保育の利用を希望される場合は、「育児休業取得者復帰証明書」のご提出をお願いいたします。

#### 5 勤務再開に伴う6月分の休園届の取下げについて

6月分の休園届が提出済みの方で、勤務先のご事情により、同月中の保育が必要となった場合は、「休園取下届」のご提出をお願いいたします。

#### 6 慣れ保育について

子どもたちが集団生活へ徐々に適応できるよう、必要に応じて、慣れ保育を受けることができます。

通常の保育を利用する場合と同様に、育児休業取得中の方は「育児休業取得者復帰証明書」を、6月分の休園届を提出済みの方で、同月中の利用をご希望の場合は「休園届取下届」を、それぞれご提出ください。

#### 7 各種書類の掲載場所及び提出方法について

本通知のほか、ご提出いただく書類(届出様式)については下記に掲載していますので、必要な書類をダウンロードしてください。

なお、現在、感染防止のため、窓口での書類受付は行っておりません。お手数ではありますが、下記宛先までご郵送いただきますようお願いいたします。

##### (掲載場所)

本通知 別紙1・別紙2	「大田区HP」⇒「新型コロナウイルス感染症情報」 ⇒「子どもに関すること」⇒「保育園の登園自粛について」
休園取下届	
育児休業取得者 復帰証明書	「大田区HP」⇒「子ども」⇒「保育(一時保育を含む)」 ⇒「しおり・申込書・申請書等」 ⇒「産前産後休暇や育児休業に関する証明書」

このほか、新型コロナウイルス感染症に伴う保育施設関連情報については、随時上記ホームページに掲載いたします。

##### (郵送先)

〒144-8621 大田区蒲田五丁目13番14号

大田区保育サービス課 保育利用支援担当宛て

## 8 子どもと家庭に関する相談窓口について

区では、子育てに関するお悩みや不安を抱える方々への支援として、以下の相談窓口を設けています。お困りの時は、ご遠慮なくお気軽にご相談ください。

### ◆子どもと家庭に関する総合相談

子ども家庭支援センター「キッズな」	03-5753-7830	月～金 9:00～18:00 土 9:30～18:00 0歳から18歳未満の子どもとご家庭のお悩みについての相談窓口です。
子育てひろば	大森 03-5753-7830 洗足池 03-5754-7830 蒲田 03-5714-1152 六郷 03-6715-7830 羽田 03-3744-0111 仲六郷 03-5703-3131	大森 月～金 9:30～18:00 洗足池 月～土 10:00～18:00 蒲田 月～土 10:00～18:00 六郷 月～土 10:00～18:00 羽田 月～金 10:00～16:00 仲六郷 月～金 10:00～16:00 3歳までのお子様を対象に、育児の不安やお悩みの相談をお受けしています。

### ◆児童館・学童保育に関する相談

各児童館	—	月～土 9:30～16:00
子育て支援課 子育て支援担当	03-5744-1273	月～金 8:30～17:00

### ◆保育施設の案内、育児相談に関する相談

保育サービスアドバイザー	03-5744-1617	月～金 8:30～17:00
--------------	--------------	----------------

### 【 問合せ先 】

- 1 区立保育園に関する事 保育サービス課 管理係 電話 03-5744-1279
  - 2 私立保育園に関する事 保育サービス基盤担当(認可) 電話 03-5744-1727
  - 3 小規模保育所、事業所内保育所に関する事  
保育サービス基盤担当(小規模・人材) 電話 03-5744-1277
  - 4 保育料、休園に伴う各種届出、育児休業取得者復帰証明書に関する事  
保育利用支援担当 電話 03-5744-1280
- ※育児休業給付金の問合せは、ハローワークにお願いいたします。